

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 感染防止対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、良質で適切な医療提供の基本となるものです。当院では、患者様やご家族様をはじめ、病院に関わるすべての人たちを感染から守るために「標準予防策(スタンダードプリコーション)」を基本とした感染対策を遵守しています。また、病院内外の感染症情報を収集し、院内感染発生の予防と、発生時の速やかな対応に努めています。

2. 感染対策に関する取り組み事項

1) 院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する問題点を把握し、改善する院内感染対策活動の役割を担うために、病院長の諮問機関として感染防止対策委員会を設置しています。

また、医師、看護師、薬剤師で構成した感染制御チーム設置し、4週間に1回のラウンドを行い、感染問題や抗菌薬の適正使用に迅速に対応しています。

2) 院内感染対策教育に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上を図るため、研修会を開催しています

3) 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、委員会から各部署に知らせ、注意喚起を行います。感染防止対策委員会を通して、検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

4) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、速やかに現状の確認、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。状況は随時、病院管理者に報告されます。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に準じて行政機関に報告します。保健所や第三者機関である奈良県立医科大学附属病院に感染対策に関する助言、評価を受け、速やかに連携し対応します。

5) 患者様への情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

6) その他

感染防止対策推進のため、ガイドラインを参考に「院内感染対策マニュアル」を整備し、職員への周知徹底を図っています。